

京都市告示第 97 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 4 月 13 日

京都市長 門川 大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
桂経103号線	西京区桂稻荷山町33番地の28地先内	告示の日
淀77号線	伏見区淀美豆町1223番地の6地先から 同町872番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)